

第4章 特定健康診査等実施計画（第4期）

1 特定健康診査及び特定保健指導の基本的な考え方

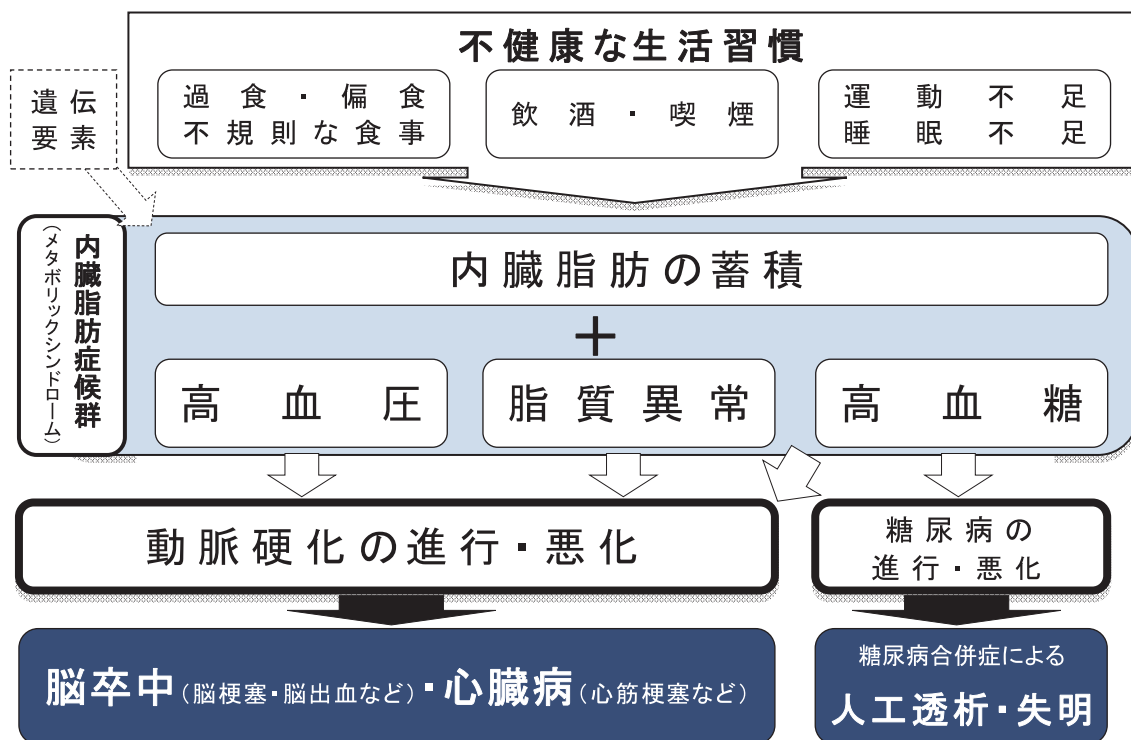
特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目している点に特色があります。

「メタボリックシンドローム」とは、腹部にたまる内臓脂肪の蓄積によって、「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」等の生活習慣病の症状が、複数起きていることを言います。

不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣によって内臓脂肪が蓄積されると、「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」などの生活習慣病を引き起し、これらの疾病が重症化すると、人工透析や心筋梗塞、脳卒中等による突然死や長期間の治療による医療費や日常生活の負担増につながります。

特定健康診査等を定期的を受診することにより、自覚症状に気付きにくい生活習慣病やメタボリックシンドロームに対し、自らの生活習慣を見直す機会を提供するとともに、生活習慣病になる可能性が高い人に対しては保健指導を行い、生活習慣の改善と生活習慣病の発症や重症化を予防します。

【図表：4-1】

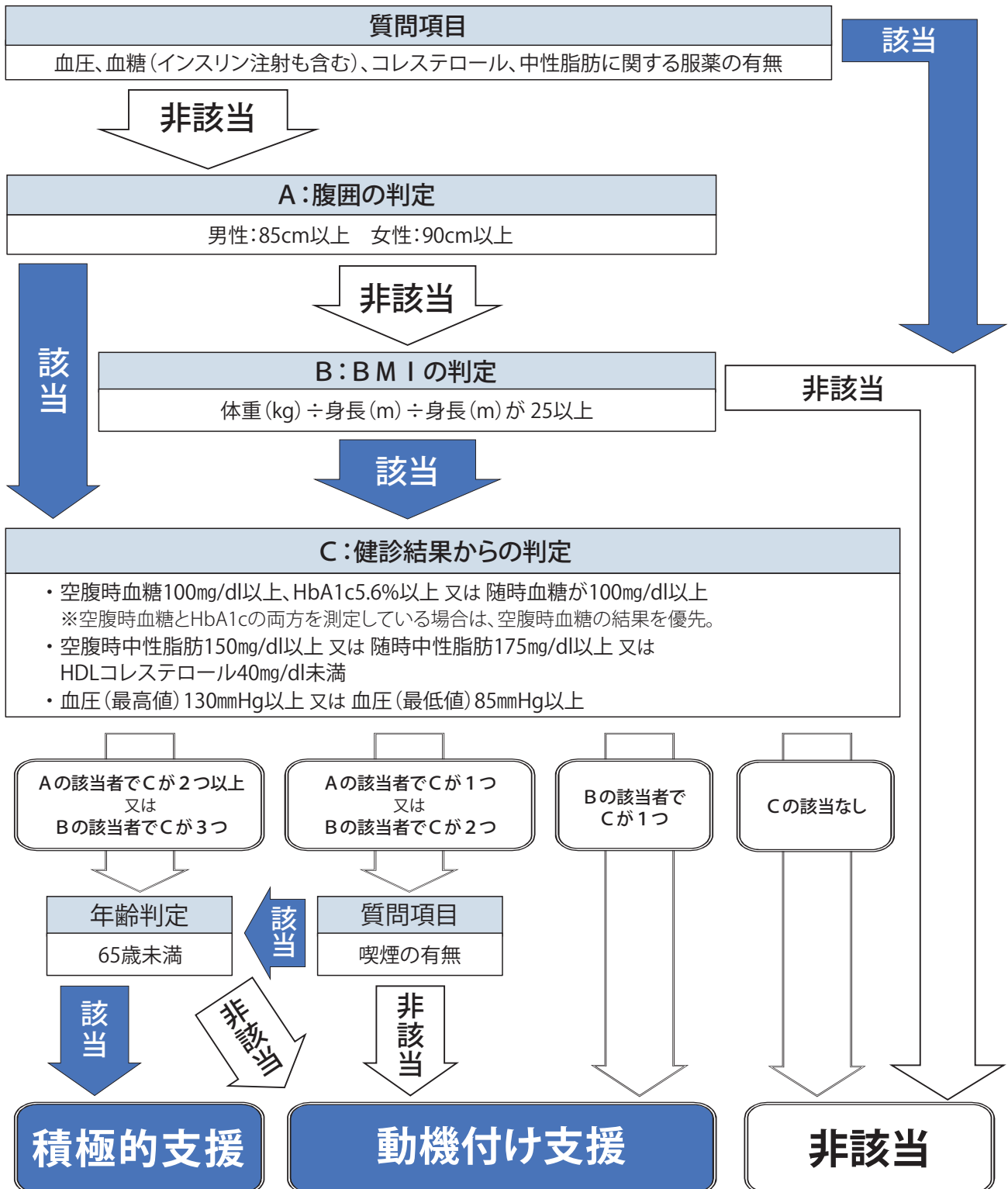


【特定保健指導対象者の基準】

特定健康診査受診者を下図のフローチャートにしたがって「積極的支援」「動機付け支援」「非該当」のどこにあたるかを判定します。

この判定を「特定保健指導階層化」といい、「積極的支援」と「動機付け支援」の該当者を対象に行われる保健指導を「特定保健指導」といいます。

【図表：4-2】



2 第3期計画の取組状況

(1) 特定健康診査

① 年度別受診状況

【図表:4-3】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	29,505	28,654	28,076	27,340	25,647
受診者数(人)	12,680	12,314	11,301	11,973	10,983
受診率	43.0%	43.0%	40.3%	43.8%	42.8%

出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

② 目標と実績の比較

受診率は令和2年度に一旦下降し令和3年度には上昇しましたが、目標値は達成できていません。

【図表:4-4】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	45%	48%	51%	54%	57%
受診率	43.0%	43.0%	40.3%	43.8%	42.8%

出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

(2) 特定保健指導

① 年度別実施率

【図表:4-5】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	1,626	1,613	1,560	1,636	1,405
実施者数(人)	137	105	123	132	95
実施率	8.4%	6.5%	7.9%	8.1%	6.8%

出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

② 目標と実績の比較

令和4年度の実施率は6.8%で、平成30年度の8.4%と比較すると1.6ポイント減少しています。目標値の50%には届きませんでした。

【図表:4-6】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標値	25%	30%	35%	45%	50%
実施率	8.4%	6.5%	7.9%	8.1%	6.8%

出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

3 第4期計画の取組

(1) 達成しようとする目標

令和4年度の特定健康診査の受診率42.8%を基に、令和6年度の目標受診率を45%とし、令和11年度に国が設定した60%を達成するため、下表に示すとおり目標値を設定します。

特定保健指導の実施率は、令和4年度の特定保健指導の実施率が6.8%であることから、令和6年度の目標実施率を15%とし、令和11年度に国が設定した60%を達成するため、特定健康診査と同様に実施率が上がるよう目標値を設定します。

また、特定保健指導対象者の減少率については、国は、平成20年度比で減少率25%以上を目標値として設定しますが、台東区は既に達成しているため、新たな目標を設定していません。

【図表:4-7】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	国の目標値 (令和11年度)
特定健康診査受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%	60%
特定保健指導実施率	15%	25%	35%	45%	55%	60%	60%
特定保健指導対象者の減少率(平成20年度比)	38%	40%	43%	46%	48%	50%	25%

(2) 対象者数・実施予定者数

① 特定健康診査

ア 対象者

対象者は、特定健康診査の実施年度の1年間を通じ台東区国民健康保険に加入している(年度途中での加入・脱退等異動がない者)40歳から74歳の者とします。

イ 算定方法

平成30年度から令和5年度までの台東区国保加入者の年齢階層別の伸び率の平均より令和6年度以降の特定健康診査対象者数を推計しました。

受診者数については、特定健康診査対象者数に目標受診率を乗じて推計しました。

ウ 対象者・受診者数推計

【図表:4-8】

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
対象者数推計(人)	27,930	27,212	26,571	26,002	25,501	25,064
受診者数推計(人)	12,569	13,062	13,551	14,041	14,536	15,038
【再掲】 目標受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%

② 特定保健指導

ア 対象者

特定健康診査受診者で、「積極的支援対象者」「動機付け支援対象者」に該当した者
とします。(53 ページ参照)

イ 算定方法

特定健康診査受診者数推計に対し、台東区国保の特定保健指導対象者の割合を乗じ
て推計しました。

実施者数については、特定保健指導対象者数に目標実施率を乗じて推計しました。

ウ 対象者・実施者数推計

合計（動機付け支援、積極的支援）

【図表:4-9】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数推計(人)	1,697	1,737	1,775	1,797	1,831	1,865
実施者数推計(人)	255	434	621	809	1,007	1,119
【再掲】目標実施率	15%	25%	35%	45%	55%	60%

動機付け支援

【図表:4-10】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数推計(人)	1,273	1,303	1,331	1,348	1,373	1,399
実施者数推計(人)	191	326	466	607	755	839
【再掲】目標実施率	15%	25%	35%	45%	55%	60%

積極的支援

【図表:4-11】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数推計(人)	424	434	444	449	458	466
実施者数推計(人)	64	108	155	202	252	280
【再掲】目標実施率	15%	25%	35%	45%	55%	60%

(3) 実施方法

これまでの実施状況等を踏まえ、目標の達成に向けた特定健康診査等を実施します。
なお、特定健康診査は台東保健所の台東区総合健康診査として実施します。

① 特定健康診査

ア 実施場所・時期

【図表:4-12】

実施場所	実施時期		
区内 協力医療機関	6月～翌年1月末日		
	受診票発送時期		受診期間（受診票記載）
	第1期（4月～8月生）	5月末	6月1日～9月30日
	第2期（9月～12月生）	7月末	8月1日～11月30日
	第3期（1月～3月生）	9月末	10月1日～1月31日

イ 受診方法

対象者が実施期間内に区内 126 の協力医療機関に直接予約をし医療機関を受診する「個別受診方式」で実施します。

ウ 周知方法

対象者には受診票・案内等を送付するほか、広報たいとう及び区公式ホームページ、SNS等に案内を掲載します。また、区有施設及び区内医療機関、公共交通車内にポスター・チラシを設置します。

エ 未受診者対策

- ・受診票発送後、約 1 か月後に早期受診を促す「到着確認はがき」を送付します。初めて健診対象となる 40 歳は別デザインとします。
- ・受診票発送後、一定期間内に受診が確認できない対象者に対し、受診勧奨の案内等を送付します。受診率が低い 40・50 歳代には別デザインとします。
- ・受診勧奨の案内等の送付後の受診状況の分析を行い、その結果を踏まえて次年度以降の受診勧奨方法を検討します。
- ・関係機関と連携し、効果的な受診案内や勧奨方法を検討していきます。

オ 実施項目

【図表:4-13】

項目		検査内容
基本的な項目	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣など
	理化学的検査	身体診察（視診、聴打診、触診）
	身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
	肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
	血中脂質検査	空腹時中性脂肪の量、やむを得ない場合は随時中性脂肪の量 HDL コレステロール、LDL コレステロール
	血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、やむを得ない場合は随時血糖
	尿検査	尿糖、尿蛋白
詳細な健診の項目	腎機能検査	血清クレアチニン
	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	心電図検査	
	眼底検査	
台東区が追加で実施している健診項目	血液検査	尿酸、白血球数、血小板数
	尿検査	尿潜血
	胸部×線検査	
医師が必要と認めた場合に行う項目		耳鼻咽喉科検査

② 特定保健指導

ア 実施方法・時期・回数

【図表:4-14】

実施方法	実施期間	
委託により実施	特定健康診査受診後に利用を申し込んだ日から6カ月間 (申込可能期間:9月~翌年度7月末)	
	支援区分	実施回数及び実施時期
	動機付け支援	原則1回の面接と3カ月後の評価を実施
	積極的支援	初回面接、3カ月以上の継続支援と3カ月後(6カ月後)の評価を実施

イ 指導内容

- ・対象者自身が健診結果を理解した上で、自らの生活習慣を振り返り、改善のため課題・目標等を考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援します。
- ・行動目標の設定後、対象者が生活習慣を改善するための行動を自ら実践し、健康に関する自己管理が実現できるよう支援します。
- ・対象者に対し、個別面接をはじめインセンティブを用いたセミナー等により、生活習慣改善のきっかけを提供します。

ウ 周知・案内方法

- ・特定保健指導対象者に対し、特定保健指導のご案内を送付します。
- ・広報たいとう及び区公式ホームページ等で特定保健指導の案内を掲載します。
- ・区有施設及び区内医療機関にポスター掲示をします。
- ・対象者の利便性向上やニーズに対応する体制を検討します。

エ 未利用者対策

- ・ご案内発送後、一定期間申込がない対象者に対し郵便、電話等で利用勧奨を行います。
- ・利用勧奨後の状況の分析を行い、その結果を踏まえて次年度以降の勧奨方法を検討し改善することにより、実施率の向上につなげていきます。

(4) 健診・特定保健指導の年間スケジュール

【図表:4-15】

		特定健康診査	特定保健指導
実施年度	4月		
	5月	下旬：受診票発送（第1期） （1か月後に到着確認はがきの発送）	
	6月	特定健康診査	
	7月		下旬：受診票発送（第2期） （1か月後に到着確認はがきの発送）
	8月		
	9月	下旬：受診票発送（第3期） （1か月後に到着確認はがきの発送）	対象者抽出 申し込み案内発送
	10月	勸奨はがき発送（第1期）	初回面接
	11月	勸奨はがき発送（第2・3期）	特定保健指導実施期間（利用申込日から3か月間）
	12月		
	1月		
	2月		実施年度未利用者対策
	3月		
	翌年度	4月	
5月		下旬：受診票発送（第1期） （1か月後に到着確認はがきの発送）	
6月		特定健康診査	
7月			下旬：受診票発送（第2期） （1か月後に到着確認はがきの発送）
8月			
9月		下旬：受診票発送（第3期） （1か月後に到着確認はがきの発送）	
10月		勸奨はがき発送（第1期）	
11月		勸奨はがき発送（第2・3期）	
12月			
1月			
2月			

4 公表・周知

本計画は、広報たいとう及び区公式ホームページに掲載して周知するとともに、区政情報コーナーに配備します。

5 個人情報の保護

本計画を実施するにあたり得られる個人情報は、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドラインに基づき取り扱います。事業を外部委託する場合も同様の取り扱いとし、契約の際は個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。また、業務によって知り得た情報についても業務終了後も含め守秘義務を徹底するよう契約書に定めます。個人情報を取り扱う職員も管理（書類の紛失・盗難等）に十分に留意します。

6 データの保管及び管理方法

特定健康診査及び特定保健指導のデータは原則 7 年間保存し、東京都国民健康保険団体連合会に管理及び保管を委託します。

7 評価及び見直し

(1) 評価の実施主体

本計画における目的及び目標の達成状況については、台東区国民健康保険課において評価を行い、達成状況により事業の実施内容や方法等の見直しを行います。

(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

第 4 章 3 の(1)で設定した毎年度の目標値について、前年度の結果として翌年度に確認し、達成度を把握します。

(3) 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導及びその他の保健事業の効果を検証するための指標として、特定保健指導対象者の減少率を把握します。

(4) 評価の報告

評価及び進捗状況については、毎年度、台東区国民健康保険運営協議会で報告します。